

委託契約書（案）

委託業務の名称 令和6年度福島県こどもの権利擁護推進事業

委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円也）

委託期間 令和 年 月 日から令和7年3月31日まで

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「令和6年度福島県こどもの権利擁護推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

2 仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項及び第6項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。

4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保

証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務実施状況の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況及び予算の執行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(実施計画書等の提出)

第7条 乙は、この契約の締結後 10 日以内に実施計画書（第1号様式）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による委託期間の延長)

第9条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第10条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による委託期間の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了できない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数 1 日につき委託料の額に年 2.5% の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して委託期間を延長することができる。

(終了及び調査)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書（様式第2号）を提出しなければならない。また、業務が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 7 年 4 月 10 日のいずれか早い日に業務実績報告書（様式第3号）に委託業務に係る収支の内訳を明らかにした収支決算書等と添付書類を添えて、甲に提出しなければ

ならない。

- 2 甲は、前項の業務実績報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内にその内容が契約に適合するかの検査を行い、適合すると認めるときは委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。
なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

- 第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して請求書(様式第4号)を提出し、委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部(又は全部)を概算払することができる。
 - 5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書(様式第5号)を甲に提出するものとする。
 - 6 甲は、前項の請求があったときは、請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。
 - 7 乙は、前項の規定により概算払いを受けたときは、委託業務完了後遅滞なく委託料概算払精算書(様式第6号)に委託業務に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書を添えて甲に提出するものとする。
 - 8 甲は、前項の概算払精算書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
 - 9 乙は、第5項の規定により支払いを受けた委託料の額が、前項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 委託契約期間内に委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (3) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (4) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。
 - (5) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号))

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、乙が法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前まで書面で解約の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約の解除をしたとき又は乙の責により生じた損害については、損害賠償の請求をすることができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（受託者の義務）

第16条 乙は、本件業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第18条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第19条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用・就業（又は受講等）の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これを業務完了後5年間保存しなければならない。

（補 則）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏 名 福島県
福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所
氏 名

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。